

質問・回答書

令和7年4月10日

件 名 第27回参議院議員通常選挙人材派遣

	質 問	回 答
1	「事務局事務」の日程について、公示日の10日前から選挙期日の12日後までのうちで土日祝を除く21日間とあるが、その期間の平日全てではなく、この期間内で指定された21日間という認識でよいのか。	お見込のとおりです。 仮に選挙期日（投票日）が令和7年7月20日（日）だった場合は、以下の21日間を従事日として想定しています。 【従事日想定】 ・6月23日（月）～27日（金）の5日間 ・6月30日（月）～7月4日（金）の5日間 ・7月7日（月）～7月10日（木）の4日間 ・7月16日（水） ・7月18日（金） ・7月28日（月）～8月1日（金）の5日間
2	「事務局事務」の勤務シフトについては、複数名でシフトを組んでもいいか。	選挙物品を投票所用の衣装ケースに詰め替える作業があり、従事者を固定しなければどこまで詰め替えたか進捗がわからなくなってしまうため、原則同じ人が従事する形のシフトを組んでください。
3	「開票事務」について、車やバイク等での通勤をしてもいいか。	駐車場がないため、車による通勤は不可です。基本的には公共交通機関による通勤をお願いしていますが、バイクや自転車で通勤される場合は、開票所の総合体育館ではなく、総合体育館に隣接している門真市役所の駐輪場をご使用ください。
4	共通仕様書に、各期日前投票所及び当日投票所に、手話通訳できる者となるべく派遣とあるが、こちらは万が一、手話通訳者が1人も確保できなくても問題ないか。	手話通訳者を各投票所へ派遣することを目標としておりますが、派遣会社による派遣従事者の確保が難しくなることも想定されるため、万が一、手話通訳者を1人も確保できない場合でも、差し支えありません。
5	各個別仕様書の何箇所かに、「派遣労働者の中から派遣元責任者及び苦情処理担当責任者を指定」とあるが、派遣労働者でなく、派遣元の営業社員がそれらを担当しても差し支えないか。	差し支えありません。
6	各個別仕様書に、それぞれ「開始時間の5分前や10分前には業務の準備ができているものとする」とあるが、明記している以上、拘束力が発生するので、勤務時間として計上していただくことは可能か。	事業所内における業務の準備時間については、指揮命令下にあるため、勤務時間に計上することは可能です。